

# 近世丹後縮緬機業における飛脚制度について

足立政男

- 一 飛脚營業の許可制
- 二 飛脚業許可の保証条件と取締規定
- 三 飛脚の營業規定
- 四 飛脚の背反行為とその弁償
- 五 飛脚の致富と上昇転化の防止策
- 六 商人の飛脚業兼併とその防止策

はしがりぎ

近世における丹後縮緬はその原料生糸の購入と生産された縮緬の販売先が主として京都であったため、その輸送の迅速安全、駄賃の低廉、技術の秘密保持等を目的として早くから飛脚制度が創設された。この飛脚はいわゆる運送業であつて、織立てた縮緬をゴザで包み京都の間屋へかつぎこみ、その歸りに糸屋町へ寄つて、機屋から依頼された糸を買つて歸つたのである。飛脚には上荷飛脚と、その雇傭人である下荷飛脚とに分かれ、上荷飛脚は飛脚の責任者で、後に他領の飛脚や仲買人が原料糸や縮緬を領内外へ非合法に運ぶ闇取引の監察をも引き受け

ていた。したがって上荷飛脚はその村々で信用のある高持百姓が一定の請負証文一札を差出し、機屋衆中から認可された。これに反し下荷飛脚は単なる駄賃稼ぎの人足で、責任者でもなく、水呑百姓がその主力をなしていたのである。

### 引用文書

規定書之事（峰山町丹後織物工業協同組合本部所蔵）

一、抜買之物宿致間敷事。右抜買宿いたし候村方有之候節は御領分行司中其村へ出張吟味之上代呂物預り置、御上様江御届可申事。

一、（中略）

一、抜買荷物之事。荷札無之候荷物、道中に有之候ハバ飛脚より吟味為致道中に預ヶ置、其村方江吟味可致事。

右之条々御領分一統相定候上は心得違無之様相守可申者也

天保三年辰五月 日

御領分行司中

### 一 飛脚営業の許可制

飛脚の業務が前述のように高価な生糸や縮緬を京都と丹後の間を往来して輸送することにあり、かつその代金の授受をも行ったので、その営業の承認には、機屋仲間に対し厳格な保証と手続を取らねばならなかった。その実例を示せば、文政三年正月に算所村の角屋良助が飛脚の営業を許されているが、その営業許可の諸条件は、一、

間違のないよう勤めること。二、京都と丹後の道中は博奕をうったり、不品行な行為をせず真面目にその任務を果すこと。三、間違いをした場合に当番の機屋行事から注意してもらうこと。四、飛脚請合保証金として家及び家財道具一切と銀一貫目を積み、飛脚営業の担保に充てること等で極めて厳しい請負証文一札を機屋衆中に入れておけるのである。なお飛脚営業許可を機屋が与える場合に、その認可に一定の年限を切つて与えたのであつて大抵は一年乃至三年間で、その間、業務を真面目に勤めたもので適當と認められれば、その請負証文は更新が認められ、継続を許されたのである。例えば、天保七年九月、加悦町の仲藏は次の如く「一、私儀此度町縮緬飛脚相持申度願出候所惣機屋衆中定例之通三ヶ年切御承知被成下願之通被仰付忝奉存候然上者万端氣を付正路ニ相勤可申候。」と慣例之通り三年を切つてその営業を承認されていることが明らかにされる。

このように非常に厳格な条件と信用によつて機屋衆中から飛脚の営業が認められると彼等は飛脚仲間に加出し、仲間の統制に従いつつ家業を営んだのである。万一飛脚がその本務に背反した場合は、機屋仲間の当番行司から飛脚個人に対しては勿論、飛脚仲間に対してもその責任の追及が行われた。そのため飛脚仲間でも同業者を統制し、背反行為を取締つたのである。例えば機屋行事から飛脚の本務違反についてその責任追及の警告があれば、飛脚仲間では「勝負ヶ間敷事急度相慎荷物之者可申渡候（中略）何ヶト無如才申合相守可申様被仰付候然者銘々共相慎荷物之者ニ茂急度申渡し右様之事相互ニ可致吟味候」と、使用者仲間に対し、極めて受身な態度で仲間の自重自戒を申合せ、その本務に邁進することを誓約しているのである。

さらに飛脚の仲間組織には飛脚の元締ともいふべき親方制が存在していた。親方は飛脚仲間の同業者を統制し、取締ると同時に、仲間を代表して機業家仲間と種々交渉を行ったのである。

かくて次の文書に明らかなる如く、親方、山田屋宇兵衛は「勝負ケ間敷事急度吟味可仕様被仰渡奉畏候」と、仲間取締方の誓約書を入れており、更に「家内之者ニ茂申付朝寝為致間敷候」と、早起きをして京都へ出発すること約し、家業に精励せしめることを誓っている。しかもこの約束を果すためには、機屋仲間側の協力も必要なので「御客様方茂要用相済候ハハ早々御休被成下候」と機屋衆側の配慮と注意方を要望するとともに、「尚家へ入込商之人々様迄茂長居不被致様万事氣ヲ付可申候」と、早寝早起による早朝出発といった飛脚の本務完遂体制をとることの決意を表明すると同時に、相手方である機屋衆中の飛脚業務へ理解と協力を呼びかけ、責任の所在を明らかにしているのである。

引用文書

(一) 覚（算所村西原雄助氏所蔵）

一、当村角屋良助儀此度惣機屋中ニ飛脚致旨願出申候処早速致候様御申附被下難有仕合奉存候然ル上者随分ニ間違無御座様飛脚相勤メ可申候間京都道中ニ而博突へ不及申不行跡成儀御座候得者御当番之行事衆より急度御申附可被下候尤御相对之上銀子出入之儀者請人方より者相弁不申候為後日請合証文依而如件

質入請合之事

一、家 家財不残

一、正銀 老貫日

右之通り書入申候処間違無御座候然ル上者登り下り荷物紛失致候儀万一御座候得者右質物家財正銀老貫日左之請人方より急度取立相渡し可申候為後日請合証文依而如件

文政三辰正月

右請合之銀子

- 一、銀子百目
- 一、同百目
- 一、同百目
- 一、同百目
- 一、同百目
- 一、同百目
- 一、同百目
- 一、同五拾匁
- 一、同五拾匁
- 一、同五拾匁
- 一、同五拾匁
- 一、同五拾匁

本人 角屋良助印  
 請人 与右衛門印  
 同断 善右衛門印

弥右衛門印  
 宇平治印  
 為八印  
 吉右衛門印  
 嘉平衛印  
 善右衛門印  
 弥平衛印  
 和平治印  
 利助印  
 德左衛門印  
 利左衛門印  
 源助印

近世丹後縮緬機業における飛脚制度について(足立)

一、同 五拾匁

太 四 郎 邸

老貫日

算所村 御行司中

御機屋中

(二) 飛脚証文之事（加悦町下村五郎助氏所蔵）

一、身上

一切

右者当町絹縮緬京都飛脚被仰付奉畏候ニ 附書入申候処実止ニ御座候然ル上者御請取申候代呂物下り銀御渡シ可申迄万一火難盜難等紛失之筋於出来有之者書入申候財物無相違相渡シ可申候為後日証文依而如件

寛政八辰 八月

加悦町飛脚 藤 助 邸

同 請 人 武 兵 衛 邸

同 断 善 右 衛 門 邸

縮緬屋

御行司様

(三) 機屋行司衆被仰渡之趣（算所村西原雄助氏所蔵）

一、近年来下り銀為替等及延引候是者全ク飛脚之為背き事候ニ道中宿京都宿ニ而博突并背き事多ク其勝負ケ間敷事急度相慎荷持之者迄可被申渡候何ニ不寄勝負ケ間敷事者自然道中長ク相成間屋向之要用延下り銀為替

等自然延引ニ相成候何ケト無如才申合相守可申様被仰付候然者銘々共相慎荷物之者ニ茂急度申渡シ右様之  
事相互ニ可致吟味候要用早ク相済夥多相登り候様ニ可致候申合相定メ依而如件

飛脚仲間

文政三辰六月

私共元来何ケ吟味仕候得共此度相改何ニ不寄勝負ケ間敷事急度吟味可仕様被仰渡奉畏候并家内之者ニ茂申付朝  
寝為致間敷候御客様方ニ茂要用相済候ハハ早々御休被成下候尚家へ入込商之人々様迄茂長居不被致候様万事氣  
ヲ付可申候依而如件

月 日

山田屋

宇 兵 衛

## 一一 飛脚業許可の保証条件と取締規定

すでに述べた如く飛脚を営むにあたっては、保証物件●積立と、その保証としての連帯責任者の署名捺印の覚  
書を機屋や縮緬屋一統に提出することを条件にしていたのである。そしてこれ等の保証物件ならびに連帯責任者  
は飛脚が間違いを犯した場合、例えば「道中銀子荷物等方一紛失ハ不及申下リ銀延引仕候」場合とか「道中博突  
は不及申、不行跡成儀御座候」場合とか或いは「火難盜難及ビ不凶難涉之儀出来仕御荷主衆中江損失掛候」時  
はこの保証物件は勿論のこと、その損失の償還にあつたのである。

さてこのような厳格な保証制度のもとに飛脚の許可に慎重を期したのであるが、それでも愆に目が眩んで心得

違いを起し、不正を働いたり、横領、使い込みの不行跡があつたため、機屋仲間・縮緬屋仲間では、その防止と取締りの対策に頭を悩まし、細かな取締規定を設けたり、罰則を作つて、その行動を制限し、不埒な飛脚の出現を防いだのである。次に取締の諸例をあげると、道中では「京都者勿論何方ニ而茂博奕、賭之諸勝負急度相慎ニ商売大切ニ相勤可申候」と飛脚家業を真面目に勤めることを誓わしめ、勝負ごとに手を出したり、使い込んだりする事の危険を防いだのである。

更に本務たる飛脚に専心努力するため、「糸者猶更私を商内事相止メ機者老ッ限ニ可仕候」と、自分の商売を行つたりすることを禁じ、又そのために縮緬織機を一台に限ると制限して飛脚がその立場を利用して自分の製品である縮緬の取引に走ることを抑圧している。又京都で受取つた縮緬代金は早く機屋に手渡すことを誓約せしめている。「一、下リ銀延引致間敷事」とか「当銀之内無相對為替ニ借用候儀者不及申早々應對埒明下リ銀等延引不致様取計可申候」とか縮緬代金の授受の敏速と正確を期しており、金が飛脚の手元にあつて飛脚に使ひ込む機会を与えるといったことのないように配慮しているのである。使い込みの機会を与えないためには、京都で長く滞在しないことも大切で、「京都登長逗留致間敷事」と、京都で誘惑される機会をなくしようと努力していることがうかがわれる。又、飛脚仲間は互いに励まし合つて不埒な行為に走らないようにと友愛の精神を強調したものもある。即ち「当町飛脚仲間身持不埒成義ハ相互ニ意見いたし慎可申候」と仲間同志の切磋琢磨によつて家業を大切にするように誓約せしめている。なお罰則として十ヶ年間村方から「所払い」をするといった一条すら設けて飛脚の心得違いを戒しめている。「荷主衆江御損失掛リ候儀御座候ハバ書面之通相渡可申候、其上品々寄セ候後ハ私一分ハ拾ヶ年之間御当地住居仕間敷候其節妻子ニ至迄少シ茂恨ニ申間敷候」と実に縮緬飛脚における取締



りは峻厳を極めている。

以上の諸例証によつて明かにされることは売渡した縮緬代金を京都の間屋で預つていながら、これを直ちに荷主たる機屋或は縮緬屋に手渡さず、流用或いは消費する恐れが多分に存在していたこと。京都に運送したのはよいが、京都に長逗留して帰丹がおくれ、代金の授受に遅延を生じたばかりでなく、博奕等の賭ごとに心を奪われて飛脚の自分を忘れるものがいたこと。更に飛脚の中には糸相場に通曉していることを幸いに糸商売に手を出したり、縮緬の横流し売りを行つたり、或いは京都、大阪と丹後の間の往復を利用して私的商売を行うといった悪質な飛脚が出現したこと。糸相場、縮緬相場に明るいことから、機会をつかんで、機屋や糸屋に上昇転化する恐れが多分にあつたこと。これ等の諸事情からその危険防止対策が厳格すぎる程厳格であつたのはけだし当然であつた。

このような飛脚の本務違反に対しては機屋行司から飛脚仲間にその都度警告が発せられ、飛脚仲間はその警告に対し「勝負ケ間敷事急度相慎荷物之者迄可申渡候（中略）何ケ無如才申合相守可申様被仰候然者銘々共相慎荷物之者ニ茂急度申渡し右様之事相互ニ可致吟味候」等と自重自戒の申合せをして、飛脚の本務邁進を誓約していたことは前述の通りである。

## 引用文書

### 飛脚証文之事（下村五郎助氏蔵）

- 一、私儀此度当町縮緬飛脚相持申度願出候所物機屋衆中定例之通三ヶ年切御承知被成下願之通被仰付忝奉る候然上者万端氣を付正路ニ相勤可申候

近世丹後縮緬機業における飛脚制度について（足立）

一、道中京都者勿論何方ニ而茂博突賭之諸勝負急度相慎商売大切ニ相勤可申候

一、糸者猶更私之商内事相止メ機者尅ッ限ニ可仕候

一、当銀之内無相對為替ニ借用候儀者不及申早々応対埒明下リ銀等延引不致様取計可申候

一、当町飛脚仲間身持不埒成儀ハ相互ニ意見いたし慎可申候若不行届儀御座候ハハ為返料与金尅両出銀可仕候

右之条々堅相守可申候

飛脚 讃岐屋 仲

藏印

覚

一、上々田尅反三畝七歩 高式石五斗三升式合七勺

預ケ口 六俵也

一、身上

一切

右之通飛脚相勤候内書入申候処実正ニ御座候然ル上者代呂物請取代銀相渡シ候迄ニ方一火難盜難紛失之筋出来荷主衆江御損失掛リ候儀御座候ハハ書面之通相渡可申候其上品々寄セ候後ハ私一分ハ拾ケ年之間御当地住居仕間敷候其節妻子ニ至迄少シ茂恨ミ申間敷候為後日之証文仍而如件

天保七年申九月

本人加悦町 仲

藏印

請人同町 弥 七

郎印

当町機屋

御行司衆中様

前書之田地致承知候 以上

加悦町庄屋 五郎 助

同町組頭 儀 八

同断 啓 治

弁銀之事

一、銀 老賃目也

右者讀岐屋仲蔵下飛脚相稼候内若シ各様方縮細代銀之内御捐失之儀出来致候ハ、無間違弁銀仕相渡シ可申候為  
後日之証札仍而如件

時斗屋 久 七

天保七年申九月

加悦町

御機屋衆中様

### 三 飛脚の營業規定

これは前項の取締規定と重複する点もあるが、飛脚と機屋間における荷物及び代金の授受について、その責任

近世丹後縮細機業における飛脚制度について(足立)

の所在を明らかにし、間違いを防止するために、細かな飛脚の営業規定が設けられていた。飛脚業者はそれ等の営業規定に従って、その業務を営んだのである。宝曆十年正月、加悦行事衆中宛に差出した飛脚善五郎以下百六名の連署による飛脚の営業規定の実例をあげると次の通りである。

### 一、荷物紛失の責任

原料生糸或いは縮緬等荷物紛失の責任は飛脚の責任であり、責任の分担はその時運送している飛脚が持参していた荷数によって定められることになっている。

### 二、荷物横領の責任

糸及びちりめんに限らず、盗み取ったり、その疑いが生じた場合は機方全員で投票を行い、調査し、処罰されるべきものは藩役人に上申して村方から立ち退かしめ、処払いの制裁を加えること。又、盗み取らなくても、糸類を格別に安く買って高価で引き渡した場合も同様の処分になること。

### 三、為替銀の責任

京都問屋から丹後の機屋へ渡されるべき為替銀の授受において、先方の機屋へ手渡して飛脚の手を離れた後でその間違いが発見されても、その責任は飛脚にはない。しかし、飛脚側の手落ちで間違いが生じた場合は、飛脚がその責任をとらねばならないこと。

### 四、糸代金の責任

銀主が、下荷持人足だけに銀子を持たせて糸代金の支払いをさせた場合に、間違いを生じた時は銀主自身の損害になるが、飛脚の手を通して支払った場合は飛脚の責任に帰すべきこと。

## 五、入質物品の責任

飛脚は往々機屋或は京問屋から預かつて運搬中の糸或いは縮緬を質入れしたり、他に流用して、その業務に違反することがしばしば起した。かかる場合に、入質品の糸或いは縮緬に間違いがあれば、その損害は飛脚が全面的に受け、質屋に責任がないこと。しかしてかかる入質横行為は、飛脚の機屋に差出した誓約証文においても蔽禁されているところである。例えば、文政七年正月に、加悦町飛脚角屋平次郎の「覚」によると「一、御機屋衆中様より受取申候御荷物私ニ質ニ置銀子借用仕候か又者被頼不申候機屋之御名前借り候而銀子借用仕候儀ハ勿論仕不申候様堅被仰付奉畏候」とあることによつて明かである。

## 六、預かり金の授受の責任

登せ金を飛脚が勝手に流用し先方（糸問屋等）に手渡さず、延引する恐れがしばしばあったので、その責任を明確にし、登せ金は早急に先方へ手渡すこととし、止むを得ない事情が出来た場合はその旨を行司まで届出せしめ、勝手に延ばした場合は飛脚業を取上げる措置がとられた。

下り金（京都問屋から機屋への縮緬代金）については、「問屋出日より十日限りニ不遅様急度御渡シ可申候、但し為替銀之儀ハ三日限り不遅様相渡シ可申候」と日限を切つて機屋に授受されるよう規定している。なお京都問屋から随時、随意に、下し金として預かったものは「問屋改包金」のままで中味を改めず機屋に授受することになつてゐた。

要するに糸・縮緬及びその代金は、正確かつ早急に授受すべきことと規定されていたのである。

## 七、駄賃清算の責任

近世丹後縮緬機業における飛脚制度について（足立）

駄賃の清算は仕切銀で差引受取り、返上分は七月十三日と十二月晦日限りに手渡すようになっていた。

### 八、飛脚業外の責任

正業である飛脚以外に副業として、すでに取締り規定で述べたように、荷物の横流し等の不法売買や、糸商売を行わないこと、織機は一台に限ること、博奕等賭事の勝負をせず、忠実に家業に精励すること等が規定され、誓約されていた。

これ等の営業上の諸規定は厳格な遵守が要求されたのであって、もしこれ等の規定に背反した場合は、飛脚業を取上げ、場合によっては、藩法としての追放を規定し、村方からの除名と退散が要求されたのである（（五）飛脚の致富と上昇転化の防止策の項を参照されたい。）

### 引用文書

#### （一） 覚（加悦町下村五郎助氏所蔵）

一、御荷物横売少茂仕不申候

一、御機屋衆中様より受取申候御荷物私ニ質ニ置銀子借用仕候か又者被頼不申候機屋之御名前借り候而銀子借用仕候儀へ勿論仕不申候様堅被仰付奉畏候

一、下り銀問屋出口より十日限リニ不遅様急度御渡シ可申候

但シ為替銀之儀ハ三日限リ不遅様相渡シ可申候

一、御勝手ニより当銀金下シ之儀者問屋改包金ニ下シ可申候

一、預リ売附共無遅滞相渡シ可申候

一、糸商少も仕不申候

一、此度厚以思召御荷物駄賃仕切銀ニ而差引仕受取申候様被仰付難有奉存候、然ル上者仕切銀駄賃差引仕残  
り返上之分ハ七月十三日限り十二月晦日限りニ急度御渡シ可申上候

一、一機ハ仕候様仰付奉畏候

一、右之条々奉承知候万一少も相背キ候ハバ何時ニ而も飛脚御取上被成候儀者勿論如何様之難渋被仰付候共  
違背仕不申候処如件

文政七申正月

加悦町飛脚 角 屋 平 次 郎御

同 断 金 屋 庄 七 郎御

同 断 讚岐屋 弥 七 郎御

御行司中様

御機屋衆中様

(二) 定 (同前)

一、縮緬上下之内紛失出来仕候者其節之飛脚ニ限荷口割也<sup>五</sup>ニ帯地袖類等右可持用事勿論入用之類ハ機割也  
一、町方糸役人等近附別而糸類諸事盜取候者是迄度々鳴有之候向後紛敷もの聞附次第惣方以札入吟味之上早  
速御役人中<sup>五</sup>申上<sup>五</sup>当所住居を除帳外ニ可致候縦盜取不申候而も格別安買之儀も右同事也

一、京都為替銀之儀飛脚より先方へ相渡候上問違有之候而も為替主之可為損、然<sup>五</sup>よ里飛脚方ニ問違有之

近世丹後縮緬機業における飛脚制度について (足立)

候而茂為替主ニ指構無之候

一、下荷持人足計銀子所持ニ而糸代等ニ何方へ相廻し候而間違有之候も其もの之損たるべし然ルニより飛脚方ニ間違有之候而も右相廻シ候銀主江著指構無之候

一、質物代呂物之儀ニ付間違有之候而も置人之損ニ而質屋ニ構無之候其余ハ相對之品ニよるべし。

一、飛脚悉ク銀之類余リ相延候ニ付此度相改申渡候通可相守若無抛指支等出来候者行司方へ可被相届無左心儘ニ相延候者飛脚取上可申事

右之条々寄会之上此度相定申候若相背族於有之者御役人中へ申上当所住居相除帳外ニ可致候為其連判仍而如件

宝曆十己正月

善 五 郎 印

（以下百六名連署）

加悦行司衆中

（三） 口上之覚（算所村西原雄助氏所藏）

御用御為替銀間違之儀ニ付此度飛脚坂本屋宇兵衛行司中江願出候ニ付今日惣機屋中打寄評議致候処尤為替銀不足有之候其為替主より請取可申答ト奉存候右之趣坂本屋宇兵衛殿江御申付被成可被下候 以上

十二月十八日

惣 機 屋 中 印

行 司 中 様



#### 四 飛脚の背反行為とその弁償

さて飛脚がその任務に背反し、荷主である機屋に損害をかけた場合は、飛脚請負許可の時に入れた証文通り、書入れた担保物件ならびに保証金をもって、その賠償にあてたのである。例えば飛脚伊平治が縮緬代金五百九拾三兩の遣い込み行為に対する処置の実例を見ると、その弁済の方途は、まず、家屋敷家財道具一切をあて、なお、不足分は親類から弁済し、更に不足する分は、本人ならびに親類の十ヶ年賦及び組合と近所の十人の請判者から取り立てているのである。

飛脚が機屋に与えた損害の賠償は単に飛脚が業務上において背反した行為があつた場合のみに限らなかつた。時には飛脚が京都で詐欺等に遭遇し、被害者の立場にあつて気の毒な場合もあつた。しかし、そのような場合でも飛脚は、その請負証文通り、書入れた担保物件及び保証金は勿論、親類縁者、機屋中銀主等がその不足分を穴埋めして返済するといった連帯責任の追及を受けたのである。次にその実例をあげると、算所村の飛脚泉屋又助というものが、縮緬と帯地を京都へ持って上り、その代金四貫五百九十五匁と残品をすっくり持逃げされた事件がある。しかしてこれの弁済方法は、飛脚の請負保証金と、銀主及び惣機屋等の責任分担によつて行われており、飛脚業も決して安易な家業ではなく、代金の授受、代呂物の管理等なかなかの苦勞があつたことも事実である。引用文書として掲げた資料は、飛脚坂本屋宇兵衛が受取つた為替銀の間違いに対する処置の実例である。

#### 引用文書

##### (一) 济口証文事(算所村西原雄助氏所蔵)

近世丹後縮緬機業における飛脚制度について(足立)

一、金五百九拾三両

遣込<sup>レ</sup>高

一同 百 兩

諸入用高

〆六百九拾三両

此 訳

一、銀

家屋敷諸道具一切

内

御年貢不納引

残り

一、銀

縮緬 三拾八反

一、口 六貫匁

十ヶ年賦

内 三貫匁

残り三貫匁

十ヶ年末ニ御法立御願申上候

一、同 壹貫匁

親類弁銀

一、同 壹貫匁

親類より十ヶ年賦

一、同・壹貫匁

十人請より

右之通り多分金子遣込致し候処各々様厚預御勘弁ニ事済被成下難有冥加至極奉存候然<sup>ル</sup>上者今立年賦共無相違相立可申候為後日之組合近所請判一札依て如件

慶応四年辰四月日

本人飛脚 伊平 治

忬 伊助

組合近所 清多 郎

京助

儀三 郎

善四 郎

重助

頭取 儀助様

行司 佐平治様

同 源次郎様

御機屋 衆中

(二) 御断書(同前)

一、私儀寄宿渡世仕候処丹後与佐郡算所村和泉屋又助と申者先月十九日国元より縮緬并帯地等持登り京都ニ  
 而問屋江相渡残代呂物之内縮緬式拾五疋精好男帯地拾筋残遣し候処同廿二日同村金屋庄衛門忬六衛門と申  
 者之由又助懇意ニ仕候ものに而私方江尋来り京都ニ而奉公仕度罷登リ参り候も奉公口も無御座国元江罷帰  
 り候由又助江咄合私方ニ同宿仕居候処又助め右代呂物并ニ問屋ニ而請取候銀子四貫五百九十五匁財布入代  
 呂物へござ包にいたし六衛門帰国仕候ハへ右品指下り候様相頼候由ニ而先月廿六日六衛門め右品銀取私方

近世丹後縮緬機業における飛脚制度について(足立)

出立仕候処同廿八日頃ニ寄宿仕居候隣村獅六右衛門め罷帰候処六衛門儀末国元江不罷帰候由に而当四日夜  
 彼地より飛脚之もの罷登候に付道中筋宿屋等尋合候処六衛門儀不罷下様子ニ御座候尤六衛門儀私方江不参  
 頃分千本辺江立寄り候所御座候又助に咄仕候由に付段々承合へ者千本下立売下ル町米屋勘六方に立寄候由  
 に而先月廿六日ござ包老ツ預ケ居候由ニ而見届候処又助より相渡候縮緬廿五疋帯地拾筋有之銀子ハ六衛門  
 持出候様子ニ付心当り相尋居候も六衛門行衛相知レ不申候勘六儀六衛門又庄衛門と懇意ニ仕候ものニ而先  
 月廿六日六衛門罷越国元ニ持下り候ござ包老ツ預リ置候様申付無何尤預居候処右之仕合奉驚候仰立右品持  
 来仕連判御訴申上候御慈悲ニて右品又助に被下置候様奉願候早速御訴可申上処道中筋宿屋等承合居候而御  
 訴及延引候段御赦免奉願候 以上  
 寛政八年

京都三条上ル町 山田屋宇兵衛<sup>㊦</sup>

奇宿仲間年行事 宮津屋仁兵衛<sup>㊦</sup>

丹後与佐郡算所村 和泉屋又助<sup>㊦</sup>

御奉行様

覚

一、銀高四貫五百九拾五匁

内

老貫目

失銀也

請合銀

七拾目計

銀主内より入ル

四百貳拾匁

利七損銀

老貫四百九拾匁

残而三貫百五匁

損銀

内

六百貳拾老匁

惣機屋

貳貫四百八拾四匁

銀主

一、入用銀凡老貫目

内

八百目

惣機屋

貳百目

銀主

右之割合機屋より申出候

覚

一、銀高四貫五百九拾五匁

失銀也

内

老貫目

受合銀

七拾目

銀主内より入ル

近世丹後縮緬機業における飛脚制度について(足立)

四百貳拾日

ㄨ 壹貫四百九拾日

残而三貫百五匁

凡壹貫目

ㄨ 四貫百五匁

内

壹貫六百四拾貳匁

貳貫四百六拾三匁

右之割合銀主より申出候

合 ㄨ 銀高四貫百五匁

内右心儘之出銀

一、銀壹貫四百貳拾壹匁

一、同壹貫六百四拾貳匁

ㄨ 三貫六拾三匁

残リ壹貫四拾貳匁此銀訳

利七損銀

引

損銀

入用銀

銀主

惣機屋

惣機屋より心儘之出銀

銀主より心儘之出銀

惣機屋より又銀主中より申出処銀壹貫百拾匁都

合不致候ニ付四百五拾匁惣機屋、六百六拾匁銀

主中と三ヶ所行可衆御挨拶ニテ 相済申候

此 内

四百式拾式匁五分

六百拾九匁五分

合 貳貫八百四拾三匁五分

合 貳貫貳百六拾壹匁五分

一、銀貳百目

外 貳百五拾匁

## 五 飛脚の致富と上昇転化の防止策

このように飛脚はその業務遂行上において種々の手違いを生じたし、又生じ易い危険に曝されていたため、飛脚に選任されるものは、よくよく信頼し得る誠実な人物であった。それでもなお厳格な営業規定を設けてこれを規制したのは、彼等が飛脚渡世において、資本を蓄積する機会が多かった。すなわち、生産地丹後と販売地京都間を往来するため、縮緬相場にも、又糸相場にも通曉しており、取引において商才あるものには致富の機会に恵まれており、中には飛脚から機屋に、或いは糸屋に或いは縮屋問屋にと上昇転化するものも少くなかった。したがってこれ等の諸規定は飛脚から経営者への上昇転化を防止するためであったと同時に、その業務に出来る限り忠実ならしめんとする努力の表われに外ならなかったのである。

峰山藩では、藩自らが国産保護の立場から飛脚渡世者に対し、縮緬創業後三十余年の宝暦五年（一七五五）に、

近世丹後縮緬機業における飛脚制度について（足立）

三ヶ所行司中御挨拶銀<sup>ニ</sup>而 惣機屋より出

三ヶ所行司中御挨拶銀<sup>ニ</sup>而 銀主より出

心儲 挨拶 惣機屋

心儲 挨拶 銀 主

百姓衆より機屋へ銀子被下候

又助入用機割<sup>ニ</sup>而相済

「ちりめん飛脚いたし候者、糸売買為致不申候、糸売買致度候ハハ飛脚止メさせ可申候」と、飛脚渡世者の糸屋商人に転化すること及び糸商売を兼営することを禁止しているのである。更に天保十三年には、「飛脚、縮緬売買差留可申事」と飛脚のちりめん商人への転化及び兼営をも禁じ、飛脚業に専念するように規制している。一方宮津藩領においても全く同様であつて「一、御荷物横売少も仕不申候」と飛脚のちりめん横流しを禁じ、「一、預り売附共無差滞相渡し可申候」と飛脚の野心を封じ、更に「一、糸商少仕不申候」と糸商売を禁じている。機屋への上昇転化防止をはかつて「一機は仕候様被仰付奉畏候」と規定している。このようにして飛脚は家業一途に生きて行くことを要求されていたのであるが、それにも拘わらず、時には、糸商人、縮緬商人と同様の商行為を盛んに行い、遂には縮緬相場まで下落せしめ、機屋と問屋を大いに苦しめた場合も少くなかつた。即ち文政三年に至つて縮緬相場が下落し、機屋も京都問屋も一大恐慌を來たしているが、その原因の一つは、飛脚が京都の飛脚宿を足場にして縮緬の横流しを行ったことになつてゐる。かくて飛脚の抜売、横売の結果、縮緬の相場が崩落したと考へた機屋と問屋達は、飛脚と飛脚宿の不法売買を禁止するため、重い過料を定めて、相場の引締めに努力している実例が見られるのである。当時飛脚の横流し等の不法売買は中々の勢力をもち「近来不景氣之上当地御法度之儀御心違之飛脚衆も有之外売等被致候様子にて相庭引締め難出来様心召、右に付已來不正之義不被致様御国方取締被遊、御飛脚は勿論宿屋中へも嚴敷御申渡被遊候様被仰聞至極御尤之儀に奉存候。当地に於而此來不正之筋見聞仕候はは早速行可衆中迄御通達可申上候。此之段御承知可被下候。右等之儀出来不申御取締被遊候はは此後相場氣弛引締メ候早斐も可有之哉と奉存候」と、京都問屋をして、飛脚の横流しによる不法売買を禁止さえすれば、縮緬相場を持ち直すことが可能であると認めしめてゐるのである。又機屋達からも、京都の飛脚宿



に對して、飛脚の横売り不法売買には協力しないように、「抜売荷物儀是迄不埒之成行、問屋表掛合方指支候義ニ付此度相改め外売堅く相止め候間其旨飛脚中へも急度申渡候。各々様も右之心得を以て諸向へ御氣配被下間敷筋出来不申候様御世話可被下候。尤国方規定取極有之候得者方一心得違出仕候節は其筋取斗業体茂差障可申儀も難斗候得者御承知可被下候」<sup>⑦</sup>と丹後一統、行司中、機屋中の名で伝達し、飛脚の不正に協力した飛脚宿は手続きの上処断することもある。そのため宿屋家業に差し障りが出来ても承知して貰いたいときつい警告を發しているのである。

このように飛脚の抜売、横売が盛んに行われ、相場まで狂わすといった横暴に、当時の機屋も問屋も四苦八苦しているのである。かくて丹後の機屋達は「一、於京都に八軒之間屋を抜、外方にて縮緬致売買候者は縮緬沓束に付金子式歩之過料指出し可申候様飛脚江申付置候。若又兩度に及び候得者其者飛脚業体取上可申候。尤丹後飛脚宿屋中へも右様申付置候」<sup>⑧</sup>と、横売には縮緬沓束に金式歩の過料といった罰則を定め二回以上の違反者からは飛脚業を収奪すると申合せ、京都の飛脚宿にもその旨を申渡している。しかしてかかる飛脚の抜売、横売の猖獗は、飛脚が、その任務を忘れ、飛脚意識が頽廢したものと非難もなし得るが、他面、飛脚が、丹後と京都における縮緬相場に通曉している職務上の知識と地位を利用して、商機を掴んで商人化し、商業資本家の地位を得ようと懸命になっている姿と、かかる飛脚の商人への上昇転化の努力を、自分達の家業を脅やかすものであるとして、その防止に躍起となっている機屋、問屋側の苦慮がうかがわれるのである。

註①② 峰山町丹後織物協同組合本部所蔵文書

③④⑤ 加悦町下村五郎助氏所蔵文書

⑥⑦⑧ 同前組合本部所蔵文書

## 六 商人の飛脚業兼併とその防止策

飛脚業者の機業家への転化、或いは糸商人、縮緬商人への転化は前述の如き制限規定によって明らかにし得るのであるが、その逆に機屋・糸商人・縮緬商人の中には、利潤の増大と独占を図って飛脚業を兼営せんとするものも現われた。例えば、糸商人の吉田屋武左衛門は、算所村の糸商人として、原料糸を機屋に取継ぎ販売しているのであるが、飛脚業の兼営を希望し、「於当村糸商致度候ニ附折節ハ糸代銀引当ニ請取候縮緬相捌申度候ニ附飛脚名目奉願上候得者右不行跡成儀御座候ヘバ当番之御行司衆より御申附可被下候。其上相背候節ハ何時ニ而も飛脚御取上可被下候。」と、彼は糸商人としての家業のかたわら、機屋に売却した糸代を縮緬の現物で受け取つて、これを京都問屋に持参し、売却しようとして、飛脚業を兼営し、糸商人として京都から丹後へ糸の運送と、縮緬商人として丹後から京都へ縮緬の運送を自分一手で行い、その間の利益を独占せんと欲している。

彼が如何に商魂逞しく、かつ巧妙に飛脚を兼営したかは、糸代金を縮緬で差引く場合には、日歩一步の利息を取り、「糸代銀引当之縮緬御勝手ニ候ヘバ、外飛脚江茂為持可申……」と他の飛脚業者仲間から非難されないよう一條を設定しており、更に機屋仲間から出来るだけ気易く利用されるためには「一、応対差引之儀方一間違之筋有之候共行司表へ願出不申候小前ニ而応対仕候」と、取引上の間違いは表沙汰にせず、示談で内々に話をつけることを誓約している。更に原料糸については村の機屋衆中への優先供給を約束し、「一、糸荷着次第当村為糸触可申候」とか、「一、当村之内糸手支ニ相成不申候様方事心掛執計可仕候」と糸の供給において機屋に迷惑

をかけないことを誓っているのである。要するに、かかる事實は産地における糸商人、縮緬取締商人の如き商業資本家が、文化、文政以降になると次第に機屋を支配し、縮緬機業の支配層として進出して来る姿を物語っているのである。

しかしてかかる、商業資本家の飛脚業兼併に対して飛脚業者は黙視してはいなかった。彼等は家業の特権を維持し、その独占権を確保するため、飛脚仲間を結成し、種々仲間を統制し、仲間以外のものが、自由勝手に飛脚業を經營することを禁じる自衛措置を講じたのである。

### 引用文書

覚（算所村西原雄助所蔵）

於当村ニ糸商致度候ニ附折節ハ糸代銀引当請取候縮緬相捌申度候ニ附飛脚名目奉願上候得者右不行跡成儀御座候ハバ当番之御行司衆より御申附可被下候其上相背候節ハ何時ニ而も飛脚御取上可被下候

一、差引之儀ハ日相壹步取引ニ可致候

一、糸代銀引当之縮緬御勝手ニより候ハバ、外飛脚江茂為持可申候勿論荷主応対之上銀子為替ニ而請取可申候

一、応対差引之儀万一間違之筋有之候共行司表へ願出不申候小前ニ而応対可仕候

一、糸荷着次第当村為致糸触可申候

一、当村之内糸手支ニ相成不申候様万事心掛執計可仕候

右之通り急度相守可申候

文政二年卯四月

近世丹後縮緬機業における飛脚制度について（足立）

本人吉田屋 武左衛門<sup>㊦</sup>

請 人利左衛門<sup>㊦</sup>

同 断惣兵衛<sup>㊦</sup>

御行司衆中

御機屋衆中